

審 査 基 準

法 令 名： 福岡武道館条例
根 拠 条 項： 第5条
処 分 の 概 要： 使用料の減免（減額又は免除）の承認
原権者（委任先）： 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 福岡武道館条例第5条（使用料の減免） 福岡武道館の管理、運営に関する規則第8条（使用料の減免）
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 3日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 福岡武道館管理係 092-714-1900
問 い 合 わ せ 先： 福岡武道館管理係 092-714-1900
備 考：